

アナログ規制の点検・見直し方針

令和 8 年 7 月
丹波篠山市

目次

1	はじめに.....	1
2	点検・見直しの目的	2
3	点検・見直しの位置づけ、推進体制.....	3
	(1) 位置付け	3
	(2) 推進体制	3
4	点検・見直しの対象範囲	4
5	点検・見直しの進め方	5
	(1) 規制の洗い出し	5
	(2) 見直しの方向性等の検討	5
	(3) 見直しの実施.....	6
6	スケジュール	7

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展は、私たちの生活に大きな変化をもたらしています。スマートフォンで簡単に情報を得たり、オンラインショッピングでいつでも買い物を楽しんだり、日々の生活はデジタル技術の恩恵によって、かつてないほど便利になっています。

一方、行政手続や各種制度など、社会の様々な場面において、デジタル化以前の書面や対面を前提としたアナログ的な仕組み（いわゆるアナログ規制）が残っているのが現状です。このようなアナログ規制は、デジタル技術の活用を阻害し、社会全体のデジタル化の妨げとなっている可能性があります。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることは不可欠であり、規制や手続きの見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっています。

こうした問題意識から、国では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための 5 つの原則を提示するとともに、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しが進められているところです。

本市においても、国の動きを踏まえ、条例等の規制の見直しを積極的に進めていく必要があるため、アナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものです。

2 点検・見直しの目的

条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国が定める「構造改革のためのデジタル原則」（以下、「デジタル原則」という。）への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、国による法令等の点検・見直しの動きと合わせて、市全体のデジタル化を推進することを目的とします。

市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む地域の担い手や職員の負担軽減・生産性向上につながり、生み出した時間を地域の課題解決や価値の創造などのチャレンジに活かすことが期待されます。

【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会（令和 5 年 10 月 6 日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」が策定されています。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの位置づけ、推進体制

(1) 位置付け

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の点検・見直しについては、丹波篠山市 DX 推進計画に基づき取り組みを進めます。

(2) 推進体制

丹波篠山市 DX 推進委員会において全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの指示を行います。

企画総務部総務課を推進部門として、規制所管部署への作業依頼、点検・見直しの取りまとめ等を行います。

規制所管部門は、規制の点検、見直しの方向性の検討を行い、推進部門に報告します。その後、推進部門と調整を図りながら、見直しが必要な規制への対応を行います。

4 点検・見直しの対象範囲

本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領等）の規定を対象とします。

国の取組においては、代表的なアナログ規制7項目及びFD等記録媒体規制をアナログ規制として見直しの対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制7項目及びFD等記録媒体規制に該当する規定を対象とします。

また、令和2年度から見直しを行ってきた申請書等への押印についても、あわせて点検・見直しを行います。

【参考：国の点検・見直しにおいて対象とされたアナログ規制】

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制
フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制	申請等の行政手続や民間手続、文書の作成・保存等において「フレキシブルディスク」「シーディー・ロム」「磁気テープ」等、個別（具体）の記録媒体の仕様を定めている規制

5 点検・見直しの進め方

(1) 規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制、FD 規制、押印規制等）を洗い出します。

推進部門は、条例等における規制を洗い出し、「アナログ規制点検・見直し対象リスト」として取りまとめた上で規制所管部門に対して照会を行います。リストには、規制所管部署での確認・検討をスムーズにするため、アナログ規制への該当理由や改正要否等について、生成 AI による参考判定結果を付記します。

【参考：規制根拠の分類の考え方】

国のマニュアルでは、法令に基づく基準の性質や地方公共団体の判断の余地の程度に着目し、規制根拠を以下の3つ（分類Ⅰ～Ⅲ）に分類して整理しています。この分類により、「国の法令改正の内容を考慮する必要があるのか」「地方公共団体の判断で先行・独自に見直せるのか」等といった対応方針が明確になります。

分類	内容
【分類Ⅰ】 上位法令等による強い拘束を受ける規制	国の法令において詳細な基準や事務処理の手順が具体的に定められており、市がこれに従う法的義務がある規制
【分類Ⅱ】 上位法令等の枠内で市に一定の裁量がある規制	上位法令等にその根拠を有し、当該上位法令に一定の枠組みの拘束を受けるものの具体的・詳細な施行方法・手法等について、市に一定の裁量が認められる規制
【分類Ⅲ】 市が独自に定める規制	国の法令の直接的な委任や基準に基づかず、市が自らの行政課題に対応するために自主的に定めた規制

(2) 見直しの方向性等の検討

規制所管部門は、推進部門が取りまとめた「アナログ規制点検・見直し対象リスト」を用い、規制根拠の分類及び検討結果も踏まえながら、見直しの方向性や見直しの具体的な方法等を確認・検討・入力し、推進部門に回答します。

推進部門は、規制所管部門から検討結果を入力したリストを受領したら、部局間や分野間で見直しの方向性等に差がないかなど全体を確認し、必要に応じて規制所管部門へのヒアリング等を行いながら記載内容を精査し、見直しの方向性等を確定します。確定した見直しの方向性等は、工程表等の形で取りまとめ、規制所管部門と共有するとともに、必要に応じHP等で公表するなどします。

(3) 見直しの実施

規制所管部門は、確定した見直しの方向性等に基づき、各規制を見直します。特に、「要見直し」とされた規制のうち、「条文の改正」が必要なものについては、推進部門と連携し、条例や規則、様式の改正等、必要な見直しを行います。また、「要見直し」とされた規制のうち、「解釈の明確化」や「運用の変更」を行うものについては、規制所管部門において着実に見直しを行います。

推進部門は、各規制所管部門と連携し、定期的に見直し状況のフォローアップを行うなど、見直しが着実に実施されるよう必要な進捗管理を行います。

6 スケジュール

全庁的な洗い出し・点検を令和 8 年度に実施し、各規制の見直し工程表を策定します。「要見直し」とされた規制については、令和 8 年度中を目途に可能なものから順次見直しを実施します。「国等の動向注視」、「継続検討」とされた規制については、令和 9 年度以降も継続的に見直しを行います。